

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月17日
【会社名】	株式会社ニトリ
【英訳名】	nitori Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 似鳥 昭雄
【本店の所在の場所】	札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号  (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都北区神谷三丁目6番20号
【電話番号】	(03) 6741-1204
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部 ゼネラルマネジャー 前田 克己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,126,787,500円 (注) 1. 本募集は、平成20年5月16日開催の当社定時株主総会の決議および平成21年3月17日付取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。なお、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	7,250個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年3月25日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社ニトリ 法務室
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成21年3月26日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、平成20年5月16日開催の当社定時株主総会および平成21年3月17日付当社取締役会決議に基づき発行するものである。

2. 申込みの方法

新株予約権の割当てを受ける者(以下「新株予約権者」という。)は、平成21年3月26日に当社との間で「新株予約権割当契約」(以下「割当契約」という。)を締結する。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および社外品質・技術アドバイザーに対して行うものである。

本新株予約権の割当ての内訳は以下のとおりである。

割当対象者	人数	割当数
当社取締役	9名	1,310個
当社監査役	2名	50個
当社執行役員	9名	200個
当社従業員	1,966名	5,226個
当社子会社の取締役	4名	200個
当社子会社の従業員	90名	253個
社外品質・技術アドバイザー	5名	11個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式）1単元の株式数は50株である。
新株予約権の目的となる株式の数	362,500株 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は50株とする。 ただし、付与株式数は（注）1.の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値、または割当日の終値（当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数を切り上げる。 ただし、（注）2.の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,126,787,500円（注）3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格（注）4. 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とする。 2. 資本組入額 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年3月18日から平成26年3月17日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ニトリ 法務室 （またはその時々における当該業務担当部署） 2. 本新株予約権の行使に際する払込取扱場所 住友信託銀行株式会社 東京営業部 （またはその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継先）
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。 ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。 ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④ 上記のほか、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約において定める。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し、当社株主総会の承認決議がなされた場合。</p> <p>② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部または一部の行使が可能と見込めない場合。</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 付与株式の数の調整

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

なお、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 行使価額の調整

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。なお、この金額は行使価額の調整により増加または減少することがある。

4. 発行価格は、平成21年3月26日に決定する。

5. 新株予約権行使の効力の発生

新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

#### 6. 株式の交付方法

前記5.の確認を行った後、新株予約権者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、株式の交付を行う。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1.	発行諸費用の概算額（円）（注）2.	差引手取概算額（円）
2,126,787,500	4,000,000	2,122,787,500

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、ストックオプションを目的として当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および社外品質・技術アドバイザーの職務遂行、業績向上に対する意欲、士気を一層高揚するため、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員および社外品質・技術アドバイザーに対して発行するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって本件新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、手取金は、設備資金等に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## **第二部【公開買付けに関する情報】**

### **第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

### **第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

### **第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期（自平成19年2月21日 至平成20年2月20日）平成20年5月20日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期中（自平成20年2月21日 至平成20年8月20日）平成20年11月20日関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成21年3月17日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第36期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年3月17日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書（第36期事業年度）に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年3月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニトリ本店

（札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号）

（同所は登記上の本店所在地であります。）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

#### **第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

#### **第五部【特別情報】**

##### **第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社ニトリ
代表者の役職氏名	代表取締役社長 似鳥 昭雄

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。  
300,733百万円

(参考)

(平成19年2月20日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
5,780円 ×	56,731,188株	= 327,906百万円

(平成20年2月20日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
4,970円 ×	56,833,428株	= 282,462百万円

(平成21年2月20日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
5,100円 ×	57,221,748株	= 291,830百万円